

イラク
税務・会計制度ハンドブック

2014年3月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地の国際会計コンサルティング事務所 Deloitte LLP に作成を委託し、2014年3月時点で入手している情報に基づき取りまとめたものであり、その後の法制度改正などによって記載内容が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、会計、事業、財務、投資、法務、税務またはその他の専門的助言を構成するものではなく、かかる助言として依拠すべきものではありません。本稿に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な助言を専門家・機関に別途お求めください。

ジェトロおよび Deloitte LLP、ならびに同社関係会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロと Deloitte LLP、ならびに同社関係会社がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info_dubai@jetro.go.jp



本報告書作成委託先：

Deloitte LLP
Al Fattan Currency House - Building 1
Dubai International Financial Centre
Dubai, P.O. Box 282056
United Arab Emirates
Tel: +971 (4) 5064700
Fax: +971 (4) 3273637
www.deloitte.com

<本報告書作成者>

Alex Law
Tel +971 (0) 4 5064 891
alexlaw@deloitte.com



目次

I. 主な税制.....	1
II. 法人税.....	4
II. 個人所得に係る税金およびその他の税金.....	10
III. 税務行政および税務コンプライアンス、租税条約.....	11
IV. 報告および監査.....	14

イラク 税務・会計制度ハンドブック

I. 主な税制

イラクの税法(Tax Law)の主な基盤は、1982年11月22日に施行された Federal Income Tax Law (以下「連邦所得税法」という。)第113号である。イラクでは、州レベルでの課税または地方税(municipal taxes)の課税はない。

クルド地区(Kurdistan Region)はイラク北部の自治区(semi-autonomous region)であり、イラク連邦(Federal Iraq)の見解とは異なる独自の法律および実務を導入している。当ハンドブックにおいては、特に言及していない限り、イラク連邦について記載している。クルド地区の見解がイラク連邦と大幅に異なる場合には、それについて記載している。

1. 会計基準／財務諸表 (国際財務報告基準：IFRS／各国会計基準 Local GAAP 等)

財務諸表は、イラク統一会計システム (Iraq Uniform Accounting System、以下「UAS」という。)に準拠し、アラビア語で作成され、資格認証を受けたイラクの監査人の監査を受けなくてはならない。

2. 納税主体／個人納税者

1) 事業体(business entity)

原則として、イラクで「事業を営む」非イラク企業(non-Iraqi company)は、法的な所在 (例えば、会社(company)、支店(branch))をイラクに設立する必要がある。イラクで「事業を営む」ことの明確な定義はないものの、一般的には、企業が商業用の土地や建物をイラク国内に取得 (賃貸を含む)する、または一時的とはいえ期間にわたり職員を雇用する場合に義務が生じる。登録の不履行に対しては、罰則が適用される場合がある。

イラクにおいて事業体の形態は多数あるが、外国人投資家にとって最も一般的な形態は有限責任会社 (Limited Liability Company、以下「LLC」という。)および外国企業(foreign company)の支店である。イラク LLCの外国人持株比率に対する規制は現時点ではない。したがって、外国人投資家は、イラクの会社法 (Iraqi Company Law)に基づき、イラク LLCの100%の株式を保有することが可能である。ただし実務的には、特定の産業 (例えば、石油ガス、航空等)において一定の例外が適用される場合が見受けられる。

イラク側の視点では、イラク LLCおよび外国企業の支店の税務上の立場はおおむね類似している。LLCおよび外国企業の支店に適用される法人所得税の税率は同じである。配当またはイラク企業が海外親会社へ送金した配当金またはその支店の利益に対しては、現在のところ源泉徴収税は課されていない。そのため、LLCまたは支店という事業体かの選択は、広く商業的および法的根拠に委ねられることが多い。

イラクにおいて法的事業体(legal entity)の登録に要する時間を予測することは困難であるが、それには、およそ6ヶ月から12ヶ月が標準である。一般的には、イラクにおいては、LLCより外国企業の支店を登録する方が迅速かつ容易である。

居住地

事業体は、イラクの法律に従って法人化した場合、またはイラクに経営および管理を行う場所を有する場合に居住法人(resident entity)となる。居住法人の要件を満たさない事業体は、非居住法人(non-resident entity)となる。

フリーゾーン(free zone)および特別経済区(special economic zone)

フリーゾーン庁 (General Authority for Free Zones、以下「GAFZ」という。) はイラクのフリーゾーンを管理するために設立され、財務省 (Ministry of Finance) の管轄下にある。イラクのフリーゾーンに関連する法令は以下のとおりである。

- 1998年フリーゾーン庁法令第3号 (Law of the General Authority for Free Zones No 3 of 1998) 1998年5月18日発令 (Law of General Commission for Free Zones)
- 1998年勅令第170号 (Decree number 170 for year 1998、フリーゾーンにおける投資プロジェクトに対する所得税およびその他の税の課税免除)
- 1999年通達第4号 (Instructions No. 4 for year 1999、フリーゾーンの運営およびフリーゾーン内の投資家の管理)

The Law of General Commission for Free Zones は、GAFZの目的を以下のとおり規定している。

- イラクの国家経済に貢献するためのフリーゾーンの管理および投資
- フリーゾーンに必要な店舗および倉庫施設の設立ならびにその開発
- 税関管理の諸条件の導入

1998年勅令第170号は、フリーゾーンにおける投資プロジェクトおよびフリーゾーンに投資された資本に対し、所得税および印紙税を免除する目的で1998年10月19日に施行された。勅令は次のとおり定めている。

- フリーゾーンにおける投資プロジェクト、およびフリーゾーンに投資された資本で、そこから利益および毎年利息を得ることができるものは、所得税および印紙税または納付すべき国税を含むその他の税を免除される。
- フリーゾーンにおける輸入および輸出行為は、イラク国内での使用のために当該地域から輸出されるものに加え、輸出入の制限事項を免除される。
- フリーゾーンにおける非イラク人従業員の所得は、所得税を免除される。
- フリーゾーンにおけるイラク人従業員の所得の50%は、所得税を免除される。

2) 個人

原則

イラクの居住者(resident)であるイラク国民は、全世界所得に対し課税される。イラクの居住者ではないイラク国民は、イラクで発生した所得に対して課税される。

非イラク国民は、居住ステータスおよび所得を受領した場所に関わらず、イラクで発生した所得に対し課税される。

居住地

居住者は、以下のとおり広く定義される。

- 課税年度において少なくとも4ヶ月間イラク国内に物理的に滞在しているイラク人、または一時的にイラク国外に居住しているがイラクに永久的な居住地または事業拠点を有するイラク人。
- 実際のイラク滞在期間に関わらず、イラクで働いているアラブ諸国民
- イラクに居住する非イラク国民（アラブ諸国民以外）で以下に該当する個人
 - 課税年度において少なくとも連続4ヶ月間または累積して6ヶ月間滞在している。または、
 - 滞在期間に関わらず、イラクの事業体に雇用されている。

非居住者(non-resident)は上記の居住者の要件のいずれにも当てはまらない個人(person)を指す。

3. 適用される直接税および間接税（関税を除く）

1) 法人

- | | |
|---|-----|
| ● 法人所得税 – 石油・ガスの上流部門活動および裾野産業に適用 | 35% |
| ● 法人所得税 – 石油・ガス税（Oil and Gas Tax Law）の範囲に該当しない活動に適用 | 15% |
| ● 源泉徴収税* | |
| ▪ 配当 | N/A |
| ▪ 利息 | 15% |

*下記のセクション2（8）源泉徴収税におけるコメントを参照のこと。

2) 個人

- 個人所得税 – 上限15%までの累進税率
- 社会保障料負担金 – 従業員負担金は5%、雇用者負担金は12%または25（組織の規模と種類により異なる）。

4. 記載されている税の法的根拠

イラク連邦

- 1982年連邦所得税法第113号（Federal Income Tax Law No. 113 of 1982）および2003年までの改定。連邦所得税法は、イラク連邦における税法の基盤である。
- 2007年通達第1号、雇用税に関する。
- 1971年労働者年金および社会保障法第39号（Workers Pensions and Social Security Law）、社会保障料負担金に関する。
- 2008年通達第2号、イラクおよび外国の契約当事者の間の契約に関する。
- 2010年法令第19号、2011年通達第5号および2013年通達第2号と併せて外国石油企業に対する所得税に関する。

クルド地区

- 1999年クルド地区所得税法第5号（Kurdistan Region Law of Income Tax No. 5 of 1999）（クルド地区政府税法（KRG Tax Law））および関連する税務当局からの通達（circular）。
- 1982年11月22日施行の連邦所得税法第113号（Federal Income Tax Law No. 113 of November 22, 1982）、クルド地区においては2007年法令第26号により改定。
- クルド地区石油ガス法－イラク－2007年法－第22号（Oil and Gas Law of the Kurdistan Region – Iraq – Law No. (22) – 2007）。
- 自治政府（Kurdistan Regional Government : KRG）と締結した民間軍事会社（PSC）の諸条件。

5. 課税年度

イラクの課税年度は西暦である。

II. 法人税

1. 税率

連邦所得税法において、主要な法人税率は一律15%である。

別の税法である法令第19号（Oil and Gas Tax Law、以下「石油ガス税法」という。）は2010年3月に可決され、イラク連邦において運営される石油・ガスの上流部門企業および裾野産業企業に適用される。石油・ガス税法は、イラクで石油・ガス生産および関連産業において営業している外国の石油企業およびその下請事業者と締結された契約に対し、35%の高い税率を規定している。

本稿執筆時点では、石油・ガス税法がイラク内のクルド地区で施行される予定はないが、動向を注視する必要がある。

2. 課税対象となる領域

連邦所得税法は、イラクに居住する事業体は全世界所得に対して法人所得税が課税されることを広く規定している。イラクに居住していない事業体については、イラクで発生する所得が課税対象となる。

連邦所得税法には、恒久的施設(permanent establishment)の概念がない。税務上の観点からは、非イラク居住者との契約は、2008年通達第2号で具体的に扱われており、非居住者が「イラクと(with Iraq)取引を行っている」のか、または「イラク内において(in Iraq)取引を行っている」のかを明確にするための条項を広く定めている。要約すると、イラクとの(with Iraq)取引にはイラクでの納税義務は発生しないが、イラク内における(in Iraq)取引には納税義務が発生する。

広義において、イラク内で契約が締結され、イラクの銀行口座にサービスに対する支払いが行われ、サービスが物理的にイラク内で提供される場合には、非居住者は「イラク内において(in Iraq)取引を行っている」とみなされる。

イラク内において(in Iraq)取引を行っている請負業者(contractor)は、イラクに法的事業体を登録する必要がある。また、税務上の登録を行い、イラク当局から納税完了通知書 (tax clearance) を入手する必要がある。

通達(instruction)は現在起草中であるため、イラク内でのサービス提供がイラク内における(in Iraq)取引であると見なされるリスクが生じる最短期間については設定されていない。したがって、イラク内で厳密に一日のみ働いた場合であっても、「イラク内において(in Iraq)取引を行っている」とみなされ、法的事業体の登録および税務当局への登録が要求される。

3. 課税所得

課税所得は、おおむね総所得(total income)から容認される控除項目を差し引いたものである。総所得とは、一般的にあらゆる所得源からのすべての所得を指す。連邦所得税法は、期間内の課税所得を生み出すために発生した費用は、課税所得の計算において控除しなければならないと規定している。

実務上、財務諸表で開示された費用を裏付ける十分な資料がない場合には、税務当局は事業体に対し、「みなし利益(deemed profit)」に基づいて課税を試みるのが一般的である。

連邦所得税法第 2 条は、イラクにおいて課税対象となる所得の種類を広く定義している。第 2 条には、次のような所得が課税対象として記載されている。

- 商業活動または商業的な性質、職業および専門性のある活動から生じる利益で、契約、請負、および契約不履行に対する補償（納税者が被った損失を充足するものではないもの）を含む。
- 社債および証券の取引から生じる利息、手数料、割引および利益
- 法的に免除されておらず、イラクの他の納税義務を負っていないその他の所得源

第 5 条は、「イラク国内またはイラク国外で発生したイラク人居住者の所得は、その受領場所に関わらず課税される」と規定している。ここでいう「人」とは、自然人および法人（例えば、企業、外国企業の支店など）の両方を指す。イラクで発生した非居住者の所得は、イラク内で受領されていない場合であっても、課税される。

4. その他の事業所得に係る課税

配当に対する課税

イラク企業が受領した配当は、その配当元となった利益がイラクで課税されている場合に限り、一般的に課税対象にはならない。

キャピタル・ゲイン

資産の売却から得た利益は、経常利益に含め、通常の法人税率で課税される。

5. 多様なサービス契約の種類に基づく所得／報酬に係る課税

イラクの税制上、短期（6～12 カ月）のサービス契約と長期のサービス契約の間に重要な差異はない。

国内およびオフショアの作業の両方含む契約（例えば、EPC 契約）の場合、外国のサービス提供者は、契約締結の主体となる事業体（すなわち支店または LLC）をイラクに設立すること、および、契約の収益(contract revenue)および支出の全額をイラクに対して厳格に報告することが要求される。原則として、契約のうちイラク国外で履行される部分については控除を申請することが可能である。ただし、税務当局による精査の対象となる可能性が高く、また、適切かつ十分な裏付け資料がない場合には、契約のオフショア部分もイラクの課税対象範囲に含まれるリスクがある。すなわち、税務当局が、当該所得はイラク国内を源泉とする所得であると主張する、または契約に対してみなし課税標準の適用を試みる可能性がある。

6. 海外で生じた収益に係る課税

イラク企業は、全世界所得、すなわち国内および国外源泉所得に対して課税される。

一般に、イラクにおける外国企業の支店は、イラク国内を源泉とする、すなわち、イラクで遂行される業務に関連する所得にのみ課税される。ただし、適切かつ十分な裏付け資料がない場合には、税務当局は支店の親会社が得たオフショア所得をイラク支店に帰属させようとするリスクがある（すなわち、「force of attraction」の効力）。実務的な例としては、イラク支店の親会社が、オンショアとオフショアの両方で実施する作業を伴う契約を締結する場合は考えられる。オンショアとオフショアのそれぞれで履行される契約の割合を裏付ける適切かつ十分な資料がない場合には、税務当局がイラクにおいて、契約全体の価値に対して課税を試みる可能性がある。

7. 資産の評価

1) 固定資産

税務上も一般的にイラクの会計処理に準ずることから、税務上の固定資産の価値はイラク UAS ベースの財務諸表に基づき決定される。現在、イラクでは固定資産の再評価に関する特定の要求事項はない。固定資産の再評価はイラク UAS ベースの財務諸表と整合していなければならない。減価償却費の課税控除に関しては、下記「8.事業上の控除」の項を参照のこと。

2) 棚卸資産

イラクの税制は、税務上の棚卸資産評価の特定の方法を規定していない。

8. 事業上の控除

連邦所得税法第 8 条は、課税所得の計算において控除が容認される特定の費用を定めている。一般原則として、年度中に所得を生むために発生した納税者のすべての費用は、課税対象となる利益の計算において控除されると定められている。申告する控除には、適切な資料による裏付けがなければならない。

a. 減価償却

1994年通達第9号は、適用する減価償却率を定めている。当該通達の第3条は、固定資産の減価償却率は、納税者の経済活動を踏まえた上で、当該通達の定める率に従って適用することを規定している。通達は、ある程度詳細に規定しているものの、あらゆる資産の種類や業種に言及してはいない。

b. 不良債権

不良債権は、税務当局により当該債権が回収不可能であると判断された場合に控除可能である。後に債権が回収できた場合は、回収年度に課税される。

c. 引当金

税法は、引当金の課税控除について特段の規則を設けていない。

d. 準備金

税法は、準備金の課税控除について特段の規則を設けていない。

イラクの会社法上、法定準備金(statutory reserve)が LLC の払込資本金の 50%に達するまで、税引後純利益の 5%を法定準備金に振り替えなければならない。

e. 社員、取締役およびパートナーへの報酬ならびに株主への支払い

連邦所得税法では、LLC の取締役を支払われる給与、手当、報奨金およびコミッションについて容認される課税控除は、15,000 イラク・ディナール（以下「I ディナール」という。）に制限される。ただし、本規定が実務上、日常的に強制されているとは見受けられない。

f. 賃借料

所得を得るために使用している建物の賃貸料は、控除可能である。

g. 寄付金

連邦所得税法に従って、政府、Socialist Sector 省、ならびに法的に認識され、財務省により適格団体を特定したリストが発行されている科学、文化、教育、慈善および宗教的な団体に対し、イラクで支払われた寄付金は課税控除できる。

h. その他の控除可能な要素

上記に定められた項目に加え、連邦所得税法は具体的に以下金額を課税控除すべきものとして定めている。

- 所得を生み出すために借入れ、投資を行った金額に対する利息
- 機械および設備の維持または工具および部品の交換のために発生した額
- 年金および社会保障法（Pension and Social Security Laws）が定める年金、給与および拠出金
- 償却規則が規定する限度額に基づいた、無形資産の償却

9. 税制優遇策

投資法 (Investment Law) – 2006年投資法第13号 (Investment Law No 13 of 2006)

投資法の広義の目的は、「イラクの発展および向上、ならびに生産・サービス基盤の多様化に貢献するため、投資を促進し最新技術を移転すること」である。

投資法は、同法の範囲内のプロジェクトに対し、事業開始日から10年間「税および手数料」を免除するとしている。「税および手数料」は、「(イラク国内で)適用される法に従って課されるすべての税および手数料」と広く定義されている。投資法の規定に基づく優遇措置を受ける資格の有無は、国家投資委員会 (National Investment Commission) および税務当局と個別に確認する必要がある。

2010年閣議決定第167号 (Cabinet Decision 167 of 2010)

2010年閣議決定第167号は、イラクの発展に寄与するプロジェクトの契約に関連する法人所得税およびイラク復興税(Iraq reconstruction tax)すなわち、関税、ならびに他の課徴金を、計画省 (Ministry of Planning)、財務省および税務当局から承認を得た上で、免除するとしている。

10. 損失金の繰り越し制度(Loss carryover system)

連邦所得税法は、損失金は同年度に生じた他の所得源と相殺することができるとしている。

税務上の損失金は、最大で5年間繰り越すことができ、損失が生じたのと同じ源泉から生じた利益と相殺できる。1年の課税所得の最大50%を損失金の繰り越しにより非課税とすることができる。

企業が損失を出している場合でも、税務当局はみなし利益を基礎として企業に課税しようとする場合がある。これにより、税務当局は、当期に発生した損失を無効とし、翌年度以降への損失金の繰り越しによる企業の税の軽減を否認する。

11. 源泉徴収税

イラクは、源泉徴収税および税の留保措置 (tax retentions) に関し、複雑な法的枠組 (legislative framework) を有している。実務上、最終的な源泉徴収税はほとんどないものの、海外の当事者との契約に関連した2008年通達第2号、および石油・ガスの上流部門契約に関連した2011年通達第5号の範囲となる契約には特に注意する必要がある。

配当

実務上、配当は源泉徴収税の対象ではない。

利息

イラクのLLCまたは支店から非イラク居住者 (例えば、海外の親会社または非居住者である銀行) に対する利息の支払いに対し、15%の税金が適用される。

賃貸料およびロイヤルティ

ロイヤルティの支払いに対する源泉徴収税については特段の法令はない。ただし、税務当局がロイヤルティの支払いはイラクにおいて課税対象となる、すなわち、当該所得は「イラクで発生した所得」と主張する根拠とし得る税法上の規定はある。

マネジメント・フィー、技術サービス、賃貸料等がイラク企業から外国企業に支払われた場合において、税務当局はその支払いは「イラクで発生した所得」に関連するという基準に照らして、イラクの課税対象であると主張し得るリスクがある。実務上、我々は、このような支払いに対して源泉税が一貫して適用されることは経験しておらず、税務当局も以前この対処法について口頭で同意した。実務上、税務当局は一般的に税の保留措置に関する法令に従う。これに関しては以下に記載する。

税の保留措置 (Tax retention)

2008年通達第2号 – イラクおよび海外の契約当事者の間の契約

税の保留措置に関する主な規定は2008年通達第2号に定められており、税務局(tax office)が契約当事者の納税義務の有無を確認し、税率を決定するために、海外の業者(foreign supplier)との契約に関する情報を General Commission for Taxes (以下「GCT」という。)に開示することを要求している。

「イラク内(in Iraq)提供される」とみなされるサービスは税の保留措置の対象となる一方、「イラクと(with Iraq)取引を行っている」とみなされるサービスは税の保留措置が免除される。

特定の契約における支払いに対する税の保留は支払者が行い、契約、サービスの性質に応じて支払額の1.5%から10%の金額と、最終の分割支払額全額を加えた額となる。

実務上、税の保留処置は、税務当局による指針が大きく変動するため、一貫して適用されていないわけではない。過去において、契約の多くは3%から3.5%、石油・ガスの上流部門に関連した契約に対しては7%の税の保留措置が課されている。(石油・ガス法については下記で言及)

2008年通達第2号に定められた税の保留処置は、「最終」源泉徴収税として意図されたものではない。分割払いから留保された額は、税務当局に納付しなければならないが、分割払いからの留保額の税務当局への支払い時期は明確に定められていない。加えて、2008年通達第2号に従い、請負業者が税務当局から書面での承認または納税完了通知書を入手しない限り、請負業者に対する最終の分割支払額の全額を留保しなければならない。納税完了通知書は、業者(supplier)が納税申告書(tax return)を監査済みの財務諸表と共に税務当局に提出した場合にのみ付与される。すなわち、イラクで取引を行っている業者は、現地の法的事業体を登録し、統一会計原則 (Uniform Accounting Principles) に基づいてアラビア語で作成された現地の財務諸表を提出することが要求されている。契約終了日から90日または180日以内(契約の種類による)に納税完了通知書を入手できない場合に、留保した額を税務当局に納付しなければならない。

2011年通達第5号 – 石油・ガス契約

石油・ガス税法 (Oil and Gas Tax Law) に係る通達は、石油ガス法が適用される下請業者(subcontractor)は、契約に関する支払いにおいて、支払総額の7%が税の保留措置の対象となることを定めている。

通達は、支払いを行う企業が支払日から30日以内に税務当局に留保した税額を納付すること、および税務当局により留保されるべき税額は請負業者の最終的な税額計算と照合されることを定めている。さらに、最終の分割払いの支払額は、請負業者が法人税の申告を完了し、納税完了通知書を入手するまで留保される。

備考－2013年通達第2号

税務当局は先日、「2013年通達第2号(Instructions No.2 of 2013)」を発行し、2013年12月のイラク官報(Iraq Gazette)で正式に公表された。「2013年通達第2号」は、既存の2011年通達第5号第4条(2)の改定を意図したものである。公表された通達は、「石油」事業の下請契約に対しては7%、「石油以外」の事業の下請契約に対しては3.3%の源泉徴収税が適用されることを定めている。しかしながら通達は、下請契約の「石油」および「石油以外」の意図される区別については言及していない。したがって、当局からの追加の指針がない状況では、大きな議論の余地が残る領域である。

12. パートナースhipおよびジョイント・ベンチャー(Joint Venture)

連邦所得税法には、パートナースhipの所得はパートナースhip全体で算定し、持分に従ってパートナー間で配分した後、各パートナーのその他源泉からの所得を加算して課税することが定められている。

13. 外国企業の支店/ 駐在員事務所(Representative office)に係る課税

外国企業の支店を含むすべての事業体は、上記と同じ方法で法人所得税の対象となる。石油ガス税法の対象とならない活動を営む外国企業の支店は、純利益(net profit)に対し標準的な15%の法人所得税が課される。課税所得額は、容認される控除については企業と同様の方法で算定される。

駐在員事務所は、イラク UAS に従って監査済み財務諸表をアラビア語で作成し、年次で税務当局に提出しなければならない。ただし、駐在員事務所がイラク内で取引を行うことを許可されていない場合には、課税所得も納付すべき法人所得税も発生し得ない。

II. 個人所得に係る税金およびその他の税金

1. 個人所得に係る課税

連邦所得税法において、従業員の所得に対して以下の税率の個人所得税が課税される。

- 500,000 I ディナール 以下：3%
- 500,000 I ディナール超 1,000,000 I ディナール以下：5%
- 1,000,000 I ディナール超 2,000,000 I ディナール 以下：10%
- 2,000,000 I ディナール 超：15%

個人所得税は、イラク源泉の所得(Iraq sourced income)を有するイラクの税務上の居住者および非居住者のいずれにも適用される。個人所得税は、基本給および基本給に追加して支払われる諸手当を含む従業員のすべての所得に対して広く課税される。イラクの税法は、課税所得の算定において一定の課税免除および控除を定めている。

クルド地区では、クルド地区の税務当局が発行した通達（circular）により、クルド地区で就業しているすべての従業員には、100万 I ディナールを超える所得に対して一律 5%の所得税が課される。クルド地区の税務当局は、一般的に基本給のみに所得税を課しており、基本給に追加して支払われる諸手当には通常課税しない。

2. 個人に係るその他の税金

社会保障

従業員の社会保障料負担金(social security contribution)は 5%であり、雇用者がイラクで就業している従業員の給与から当該負担金を控除する。雇用者の社会保障料負担金は 12%または 25%（組織の規模と種類により異なる）である。

クルド地区の社会保障料負担金は、雇用者が 5%、従業員が 12%である。

3. 付加価値税(Value added tax :VAT)

イラクでは付加価値税（VAT）または売上税は課税されない。

4. その他の税金

印紙税

2012年印紙税法第71号（Stamp Duty Law No 71 of 2012）には、契約署名時に 0.2%の印紙税が課されることが定められている。

実務的には、民間の当事者間の契約では、契約書を裁判所または省庁(official office)に提示する意図がない場合には、印紙税の納付は一般的に行われず。裁判所または省庁への提示を意図する場合には、契約時ではなく、後日提示が必要となった場合にのみ印紙税を納付する。

反対に、政府機関との契約においては、適用が免除される場合を除き、契約署名時に印紙税を支払う。

外国石油企業と石油省（Ministry of Oil）の間で締結された技術サービス契約は、印紙税の適用対象外となる場合がある。

III. 税務行政および税務コンプライアンス、租税条約(Tax treaty)

1. 法人税

1) 登録

イラクにて LLC または外国企業の支店を登録したのちに、事業体は法人所得税上の目的のためにイラク連邦の GCT に登録することが要求されている。

クルド地区では、通常は最初の法人税申告時点で法人税上の登録が完了する。クルド地区の事業体は、翌年 6 月 30 日までに法人税の最初の申告を行うことが要求されており、申告時にすべての税金に関して税務当局の登録が完了する。

2) 申告および支払い

法人税申告書は課税年度末日後の 5 月 31 日までに提出し、税務当局による申告書の査閲の後に支払いを行う。

クルド地区における法人税申告期限は 6 月 30 日まで延長されている。

3) 罰則および不服申し立て

税金の未納または遅延納付による罰則は以下のとおり

- 納付期限から 21 日以内に納付されなかった場合、未払税額の 5%
- さらに 21 日を経過して遅延した場合（すなわち合計で 42 日）、5%を付加
- 納付期限より完納するまで利息が発生する

税務上適切な会計記録が整備されていない場合、納税者の所得の最大 25%の罰金を課すことも税法上定められている。

納税者は、通知日から 21 日以内に、異議申立理由および修正要求を明らかにし、罰則に対する書面による異議申立書(written objection)を提出することができる。ただし、連邦所得税法に基づき、初めに全額が納付されるまで、税務当局はいかなる異議申立も受け付けないことに留意する。納税者が課税金を全額納付することが困難な場合、税務当局は分割徴収に合意する場合がある。

クルド地区では、税金の未納または納付遅延による罰則は通常、納税額の 10%（最大で 75,000 I ディナール）に制限されている。

2. 個人所得に係る税金

1) 登録

雇用主は、イラクで働く従業員の給与から源泉徴収により所得税を徴収する義務がある。雇用主はイラク連邦 GCT の直接控除課 (Direct Deductions Department (DDD)) に登録しなければならない。

クルド地区では、一般的に、最初の法人税を申告した時点で法人税および雇用税の登録が完了する。クルド地区の事業体は、翌年 6 月 30 日までに法人税の最初の申告を行うことが要求されており、申告時にすべての税金に関して税務当局の登録が完了する。

2) 申告および支払い

雇用者は、従業員に代わって源泉徴収し、毎月 15 日までに税務当局に納付することが要求されている。年間雇用税申告書(annual employment tax declaration)は課税年度の翌年 3 月 31 日までに提出しなければならない。

クルド地区では一般的に、雇用税申告書は年次ベースで、法人所得税申告書(annual corporate income tax return)の提出と同時に（すなわち翌年 6 月 30 日まで）に提出する。

イラク連邦およびクルド地区の両方において、税務当局は、法人税申告書が提出された後に申告書を査閲し、納税額の査定結果を記載した査定連絡票(assessment memo)を発行する。査定連絡票が発行された時点で、納税額の支払債務が発生する。

3) 罰則および不服申し立て

イラク連邦

所得税が納付期日から 21 日を経過しても納付されない場合、所得税納付額の 5%が罰則として科される。さらに 21 日を経過し、すなわち合計で 42 日遅延した場合、所得税納付額の 5%が罰則として追加で科される。罰則総額は、未納または不足額の 10%を上限とする。

納付期日後（源泉徴収が行われた月または行われるべき月の翌月 15 日以降）に所得税を納付する場合は、納付期限の翌日から完納するまで利息が発生する。利息は Rafidain Bank の当座貸越利率によるものとし、現状年利約 11%である。

クルド地区

法人税の申告または納付の遅延による罰則は、納税額の 10%である。ただし、75,000 I ディナールを上限とする。

3. 付加価値税

イラクでは付加価値税（VAT）または売上税は課税されない。

4. 租税回避防止規定(Anti-avoidance rule)

1) 移転価格

イラクには移転価格に関する公式な規程が存在しない。ただし、税務当局が第三者間取引 (arm's length) に該当しないと判定した場合、税務当局は当該取引を税務上調整する権利を有する。

2) 過少資本に係る制限

イラクでは過少資本に関する公式な規制はない。連邦所得税法の下では、イラク国内で事業を行うための資金調達に関連して発生した財務費用は、課税所得の算定の過程で控除できる。

5. 二重課税回避のための協約

イラクは、他の法域と重要な租税条約を締結していない。アラブ連盟のアラブ経済同盟評議会 (Arab Economic Union Council) の一員として条約を締結しているものの、実務上普及しているようには見受けられない。

IV. 報告および監査

1. 申告する書類および記録

支店および駐在員事務所ならびに LLC は、監査済み年次財務諸表を会社登記所（Companies Registry）、および税務当局（GCT（イラク連邦）または ITD（クルド自治区））に提出しなければならない。財務諸表は、イラク統一会計システム（UAS）に従ってアラビア語で作成し、イラクの公認監査人による監査を受けなければならない。

イラク連邦では、納税者も、UAS に従った財務諸表と共に法人税申告書を GCT に提出しなければならない。

2. 各国会計実務(Local accounting practice)／基準(standard) (および国際財務報告基準との比較) の概要

上記のとおり、財務諸表はイラク UAS に従って作成することが要求されている。イラク UAS は、一般的に国際財務報告規準（IFRS）ほど詳細には規定されていない。例えば、UAS は、引当金の認識および開示、収益および費用の計上時期に関する原則等について同じ水準での詳細は定められておらず、また、IFRS が詳細に検討しているその他の項目についても言及していない。

3. 監査上の要求事項および税務当局に提出する必須書類／報告書

上記参照。

4. 監査上の要求事項および株主に提出する必須書類／報告書

該当なし。

5. 公認監査人の雇用

イラクの法律では、事業体はイラクの現地監査人を直接雇用し、監査報酬を直接支払わなければならない。現地監査人の任命および UAS に従った監査報告書（audit sign-off）の入手は、イラクの法律による法定要件である。現地の法定監査人への報酬は、イラクの監査総則（Audit General）で規定された、定額の料金体制を基礎とする。

さらに、イラク連邦およびクルド地区で事業を行うすべての事業体は、法定会計士を任命し、年次で更新することが要求されている。実務上、法定会計士の主要な目的は、支店長または代表取締役と共にイラクまたはクルド事業体の UAS 財務諸表を承認することである。一般的に、法定会計士はその他のサービスは提供しない。